



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	政策コンセンサスの阻害要因に関する熟議システム論的考察：選択的夫婦別姓制度を題材に
Author(s)	田中, 勲
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 35, 55-72
Issue Date	2022-11-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88246
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_tanaka_no.35.2022.pdf



政策コンセンサスの阻害要因に 関する熟議システム論的考察 —選択的夫婦別姓制度を題材に—

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 博士課程

田中 勲

田
中

勲

TANAKA Isao

abstract

A Deliberative System Theory Study on Impediments to Political Consensus - On the Subject of the Selective Married Couple Surname System

TANAKA Isao

Twenty-six years have passed since the drafting of the bill to introduce the selective married couple surname system, but there is still no consensus on its introduction. In order to explore the reasons for this lack of consensus in the debate, this paper uses the theory of deliberative systems to analyze and evaluate the discourse of media, citizens, political parties, judiciary, and administrative sites. As a result, it emerged that besides partisan conflict, the structure of the debate and the fact that it is a minority issue may be the impediments to consensus on the selective married couple surname system.

1 本稿で明らかにしたいこと

熟議システム論を主張するジェーン・マンスブリッジらによると、そもそも熟議研究は民主主義プロセス全体に対する規範的かつ経験的な説明を提供する目的を持っていた。この点から1990年代に行われた熟議研究の第1段階では、実現は完全にはできないが目指すべき基準を設定する「理想的手続き主義」が強調された上で、正当性のある理想の熟議が議論された。第2段階では、それがミニ・パブリックス¹などの実証研究に移り、そして今、第3段階として実際の社会を研究対象とする熟議システム論という視座を得、認知的、倫理的、民主的という3つの熟議の機能による分析によって、当初の目的通り民主主義の意思決定プロセスの包括的な構造を説明できる枠組みができたとしている (Mansbridge *et al.* 2012: 24-26)。これを踏まえ、アメリカを中心に、熟議システム論による熟議民主主義の検証の具体的な方法について、多くの研究が行われている (Bächtiger and Parkinson 2019やFishkin 2018など)。

アンドレ・ベヒティガーとジョン・パーキンソンは熟議民主主義的な社会を、公共圏における主張に耳を傾け視野を広く確保、市民がそのプロセスを知ることができる中で、様々な主張とその理由を結びつけて重み付けをして処理し、拘束力のある集団決定を行うものと定義づけている。彼らは熟議の質の評価には、厳密な熟議条件が成立した部分 (ミニ・パブリックスなど) に非熟議的なものを加えて考察する「付加的」な見方と、全体的に熟議条件の成立を考える「総合的」な見方の2つがあるとしている。その上で、熟議民主主義の社会は非理想的な状況下で実践、研究される必要があり、熟議を理想的な条件下の議論だけではなく、分散的で目的や文脈と呼応したコミュニケーションの総体として見るべきという理由から、熟議の質の評価は「総合的」であるべきだとしている (Bächtiger and Parkinson 2019: 157)。本稿は、この「総合的」評価という手法の有効性を、日本の具体的な事例に適用することで論証しようとするものである。

選択的夫婦別姓制度は1996年に法制審議会が民法改正要綱案を答申して以来、26年にも及ぶ議論が継続しているが²、未だ政治の世界でコンセンサスが成立していない。本稿では、1991年の法制審議会の審議開始から現在までの選択的夫婦別姓制度の検討の過程における主張を、マイケル・ネブロとアベリー・ホワイトの熟議システムのコミュニケーションモデルに基づくサイト (Neblo and White 2018: 448-450) ごとに、新聞記事のフレーミング分析などにより抽出、それらの分析、マンスブリッジらの熟議システムの機能による評価を行い、政策としてコンセンサスを得られていない理由を考察する。ここで留意するのは、まず「同姓制度の弊害を解消するために別姓制度が必要である」や「別姓制度は家族の一体感を失わせる」など、社会で支配的となっている主張とその根拠を、マンスブリッジらの熟議システムの機能

▶1 「ミニ・パブリックスとは、比較的少人数の市民によって構成される熟議のためのフォーラムの総称」(田村, 2017: 184)。具体的には討論型世論調査、コンセンサス会議などが実施されている。

▶2 本稿では全会一致ではないが、大半がその政策を許容している状況を「コンセンサスが成立」と考えた。

▶3 例えば、朝日学情ナビ2017年10月6日付「今さら聞けない?! 「保守」「リベラル」ってなんだ?」https://asahi.gakujo.ne.jp/common_sense/morning_paper/detail/id=2324参照。

に沿って以下の3つの観点、1. 幅広い情報を基に理由を持って論理的に主張を形成しているか、2. 他者の主張とその理由を理解しているか、3. 特定の排除がない平等なプロセスを経ているかで、「総合的」に検証することである。

別姓制度を巡る対立は、保守vsリベラルの党派的なものだと一般的には見做されているが³、学術的な論争も含む別姓制度に関する議論の対立軸を整理した阪井裕一郎は、この議論には法律婚制度と戸籍制度の是非という論点絡んでおり、論者の立場は4つに分類され複雑な対立軸を形成、その中で「別姓制度賛成派は全て戸籍制度廃止論者」という前提での反対派からの批判が多く、議論が噛み合っていないと指摘している（阪井 2021：59-63）。本稿では、戸籍制度の議論を抜きにしても、別姓制度賛成派と反対派との議論が噛み合っていないこと、一般の人々の中で別姓制度賛成派がマジョリティとなっていないことが、選択的夫婦別姓制度が国会での議論の俎上にすら上がらない原因であり、それ故に別姓制度に関する熟議の質が高くないことを明らかにする。そしてこれらの原因が変容して熟議の質が向上すれば、別姓制度について社会のコンセンサスが得られ得ることを提示することで、「総合的」な熟議の質の評価が、コンセンサス形成への施策を考える際に有用である可能性を示す。

以下、第2節では理論的背景として熟議システム論の確認を行い、第3節では選択的夫婦別姓制度の法制審議会での審議の過程、その後の政治での扱い、最高裁の判決の内容について述べる。第4節では選択的夫婦別姓制度の議論を熟議システム論で分析・評価し、第5節にて結論と課題を提示して締め括りとする。

2 熟議システム論からの視座

この節では、分析・評価のベースとなる熟議システム論に関する議論について確認する。

2.1 熟議システム論の基本

熟議システム論とは、熟議をミニ・パブリックスや討論型世論調査のような理論に基づく一定の条件の下のみで実現するものと捉えるのではなく、従来は熟議とは見做されなかったものも含め、実際に存在する複数の制度や実践の関連から熟議を見る考え方である（田村 2017：序論iii）。この論の主要な論者であるマンスブリッジらは、要素の機能の「分業」と、一つの変化が他の部分に影響を及ぼす「結合」をこのシステムの特徴と定義している（Mansbridge et al. 2012: 4）。さらに熟議システムの機能について、これまでの研究から揺るぎのないものとして、「認知的機能（epistemic function）」「倫理的機能（ethical function）」「民主的機能（democratic function）」の3つを挙げている。「認知的機能」とは、事実と論理から得た適切な情報と他者の意

見を基に、論理を用いて実質的で意味のある検討を行った結果、選好、意見、決定を生み出すことである。「倫理的機能」とはその際に相互尊重を行い、他者の主張の理由と内容を理解し、場合によっては影響を受けることである。最後の「民主的機能」は、平等で特定の排除がない包括的な政治プロセスを経ていることを意味する。そしてこの3つの機能の実現が、意思決定の正当性を高めることができるとしている (Mansbridge et al. 2012: 10-12)。熟議民主主義の熟議の質を「総合的」に評価する手法として、この3つの機能の実現度合いを特定のテーマに関する様々な過程の様々な主張について考察する。これによって意思決定の正当性度合い、つまり熟議システムの熟議がどの程度成り立っているのかを推察することができると思う。

2.2 熟議システムの「サイト」を想定したモデル

ネブロとホワイトは、熟議システム内のコミュニケーションを説明するために、「メディア」「市民」「政党」「立法」「司法」「行政」「ミニ・パブリックス」というサイトを想定した。各サイトが熟議的である必要はないが、他のサイトの発信を認知し、解釈・変換し、他へ発信するコミュニケーションは最低限必要な機能であるとして、このサイトごとに必要とされる「認識」「変換可能性」「受容性」「柔軟性」の4つの内容を設定し、それぞれの理想の状況を提示すると同時に、各サイト間のリンクを示すコミュニケーションモデルを提示している (Neblo and White 2018: 448-450)。本稿では、日本に則したモデルを示すために、日本では十分に一般化しているとは言えない「ミニ・パブリックス」サイトをモデルからは外して考察することとした (図1)。

■図1 ネブロとホワイトのコミュニケーションモデル



※(Neblo and White 2018) より著者作成

このモデルではまず「市民」がスタートとなり、公共に関する考えを「政党」や「立法」（国会・地方議会）、「司法」（裁判所）に発信、これを受けた「政党」は「市民」の考えを法案に変換し、「立法」ではこれを審議して「行政」（政府・省庁）に法律として発信する。また「司法」（裁判所）も「市民」や他のサイトからの訴えに対して判断を行い、「行政」に発信する。「行政」は受けた法律・

判断を踏まえた発信を「市民」に対して行う。「メディア」は全てのサイトと情報のやり取りを行い、基本的には「市民」に向けて理解しやすいように変換した情報を発信するという (Neblo and White 2018: 450-458)。特定のテーマの議論の分析・評価においても、このネブロとホワイトのコミュニケーションモデルのサイトごとの主張を分析することで、コンセンサスの阻害要因や「総合的」な熟議の質の評価の根拠を明確に示すことができると考えた。

次節より、選択的夫婦別姓制度を詳説、ネブロとホワイトのコミュニケーションモデルの「メディア」「市民」「政党」「司法」「行政」というサイトごとに行われてきたこれまでの議論を分析し、この分析をマンスブリッジらの3つの機能により評価する。

3 選択的夫婦別姓制度に関する議論の歴史

▶4 役職は当時のもの（以降全て）。

▶5 第1回国会衆議院司法委員会議録第20号
<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/100104390X02019470813>を参照。

▶6 山中永之佑は、民法起草者の我妻栄が民法改正直後から「[氏]と結びついた「戸籍」の観念が「家」を尊重する思想との妥協であり、夫婦の「氏」こそ「家」がそのまま親や婚姻当事者の心理に「依然として残ることであろう」と述べておられる点は看過されてはならない」としている（山中 1997：21）。

▶7 「夫婦別氏」と「夫婦別姓」は同じ意味であるが、法的には前者が、一般的には後者が使用される。本稿では基本「別姓」を使用、元の文書が「別氏」の場合はそのままとした。

▶8 ウェブサイト「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」2020年12月30日付記事「『個人の尊厳のためにも早期の法改正を』平成8年法制審で幹事を務めた小池伸行氏が語る、答申の経緯と提言」。https://chinjo-action.com/early-law-revision-for-personal-dignity-koike-nobuyuki/を参照。

選択的夫婦別姓制度は、1996年2月に法制審議会が長尾立子法務大臣⁴に答申した民法改正法案要綱に盛り込まれたことで政治の俎上に載ったが、2022年8月の時点ではまだこれを可能にする法律は成立していない。どのような理由から法制審議会は審議を始め、どのような検討がその後の政治で行われたのか。司法はどのような判断を下してきたのか。その経緯を概観しておく。

3.1 法制審議会での検討と答申

夫婦同氏制は明治時代から始まったものであるが、第2次世界大戦後の1946年、新憲法の理念から家制度が廃止され、それに沿った1947年の民法の改正では、氏は「家の氏」ではなく個人の「私姓」となった。しかし、ファミリーネームとしての最低限の規定は必要とされ⁵、夫婦が夫か妻かのどちらかの姓に統一する、現行の夫婦・親子同姓制度が民法第750条、第790条で定められた。しかし制定直後から、この氏と戸籍に関しては改正が不十分で、家制度の意識が残るという指摘がなされていた。⁶この懸念から、法制審議会民法部会小委員会は、1955年と1959年の「仮決定及び留保事項」（その1）及び（その2）の留保事項の中に、「夫婦異性を認めるべきか」という論点を入れていた。法的観点から夫婦別姓を求める主張は1960年代以降も続き、1989年には東京弁護士会が、1990年には名古屋弁護士会が、1992年には大阪弁護士会が、「選択的夫婦別氏制採用に関する意見書」⁷を発表した（山中 1997：3）。

このような状況の下、1991年1月に法制審議会民法部会は、婚姻・離婚法制改正の検討を開始した。この検討に法務省の役人として携わった小池伸行氏は、この検討開始はそもそも国連主導のものだったとする。⁸日本政府は、1985年に国連の女子差別撤廃条約を批准、これに基づく「西暦2000年に向けての国内行動計画」を1987年に策定、1991年にこの計画を改定する際、

「夫婦の氏や待婚期間の在り方等を含む婚姻及び離婚に関する法制について、男女平等の見地からの見直すこと」という課題が新たに設定され、これを法務省が担当することになった。法務大臣の諮問機関である法制審議会は5年の期間をかけて民法改正要綱を作成、1996年2月に法務大臣に答申した。この5年の間に法制審議会は3回、関係各界（裁判所、弁護士会、大学及び研究者、婦人団体、消費者団体、経営者団体、労働団体など）の意見を聞いている。⁹1995年8月に公表された意見照会の結果では、裁判所108庁のうち89庁が別姓に賛成、認めないが3庁、その他が16庁、それ以外の団体では406通が賛成、認めないが18通、その他が9通となっており¹⁰、1995年9月に法制審議会から出された「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告及び報告の説明」では、「導入すべきであるとする意見が大半を占め」と評価、賛成の理由として1. 女性の社会進出に伴う改姓の不利益の解消、2. 多様な価値観の容認、3. 氏に対する人格的利益の保護、4. 実態では約98%の女性が婚姻で改姓していることによる実質的な男女不平等の発生が示された。一方消極的な理由としては、1. 夫婦同氏は日本の伝統、2. 別氏は家庭を破壊、3. 別氏は子の氏の決定で問題になる、4. 別氏希望者は少ない、5. 同姓の不利益は通称使用で回避可能となっている。これらを踏まえ、法制審議会は改正案として婚姻時に夫婦別氏、同氏を選択できることが可能とし、子の氏は夫婦が婚姻の際に決めたものを称すると決定、「民法の一部を改正する法律要綱案」として答申した。¹¹また、別氏制度導入に伴う別氏夫婦の戸籍の扱いについては、民事行政審議会によって1995年から3回の審議が行われ、1996年1月に答申が行われた。その内容は現行同様、夫婦とその未婚の子で一つの戸籍を編製する原則は変えず、同一戸籍は同一氏という編製基準は採用しないと、現行の「名」欄を「氏名」欄に変更して氏と名を記載するというものであった。¹²

3.2 国会で議論されない選択的夫婦別姓制度

1996年2月の法制審議会から答申された「民法の一部を改正する法律要綱案」は、慣行に従って閣議決定の前に与党の審査を受けた。法務省は自民党の関係議員への説明を複数回行い、自民党も法務部会の開催によって検討を重ねたが、特に選択的夫婦別姓制度を巡って賛否が分かれた。¹³結局法案の法務部会の了承は得られず、法務省は3月に閣議提出を断念した。¹⁴その後は民主党をはじめとする野党が1997年より2009年まで、毎年国会に選択的夫婦別姓制度を含む民法改正法案を発議するが、ほとんど審議されないまま、全て廃案になった（内田 2010：64-65）。2009年に誕生した民主党政権では、当初千葉景子法務大臣が選択的夫婦別姓制度導入に前向きで、2010年には法務省が民法と戸籍法の改正法案を作成したが、これも連立を組む国民新党の亀井静香党首の反対で閣議決定に至らなかった。¹⁵再び自民政権となった2012年以降も野党の民法改正法案発議はあったが、いずれも廃案となっている。一方政府・自民党は旧姓の通称としての使用拡大に力を入れ始め、2016年5月、首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部の「女性活躍加速のための重点方針2016」に「旧姓の通称としての使用の拡大」を明記、以後

▶9 1992年12月、1994年7月、1995年9月の3回。

▶10 朝日新聞1995年8月19日付「夫婦別姓に賛成が大勢 法務省、民法改正へ各界の意見照会」参照。

▶11 答申された「民法の一部を改正する法律要綱案」の夫婦の氏に該当する部分は以下。

第三 夫婦の氏

一 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。

二 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

▶12 朝日新聞1996年1月31日付「[姓]も戸籍に記載 別姓選んだ夫婦や子 民事行政審議会答申」参照。

▶13 朝日新聞1996年2月27日付「別姓はか非か 永田町大論戦 民法改正めぐり与野党入り乱れ」参照。

▶14 前出注8参照

▶15 朝日新聞2009年9月30日付「夫婦別姓「来年提出 千葉法相が民法改正案に意欲」、2010年2月16日付「夫婦別姓制度導入、国民新・亀井氏が反対を表明」参照。

- ▶16 https://www.kantei.go.jp/jp/head-line/brilliant_women/pdf/20160520honbun.pdf参照。
- ▶17 朝日新聞2021年3月26日付「自民推進派、100人超で議連 選択的夫婦別姓を議論 慎重派も来月設立へ」、2021年4月2日付「自民別姓慎重派、総会に88人参加 国会議員150人入会希望」参照。
- ▶18 例えば、俗に言われる「国立大学夫婦別姓通称使用事件」（東京地判平成5年（1993年）11月19日 判時1486号21頁 判タ835号58頁）。
- ▶19 第一次夫婦別姓訴訟 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=85546、第二次夫婦別姓訴訟 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=90412を参照。
- ▶20 民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」、憲法14条1項「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、憲法24条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」
② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」
- ▶21 モデルには「立法」サイトが含まれているが、分析からは外した。その理由は、3.2で示した通り、政党内や国会のルールから国会での議論がほとんど行われていないからである。公の場で別姓制度の議論が行われていないことは、後に述べる議論の非対称性が解消されない要因の一つである可能性があるが、これは推測の域を出ない。

住民票、マイナンバーカード、パスポート、運転免許証等の旧姓併記が順次可能になっていった。¹⁶2020年後半より再び自民党内での選択的夫婦別姓制度の議論が活発化、2021年3月に別姓制度導入賛成派の「選択的夫婦別氏制度を早期に実現する議員連盟」が、4月には反対派の旧姓の通称使用の拡大を目指す議員連盟が発足している。¹⁷

3.3 司法での判断

夫婦の姓に関しては様々な訴訟が起こされてきたが¹⁸、その中でも重要なのは、ともに最高裁判所大法廷で判決が下された第一次夫婦別姓訴訟（2015年判決）と第二次夫婦別姓訴訟（2021年判決）であろう。¹⁹民法750条が憲法14条1項、24条²⁰に違反するなどと訴えた訴訟だが、2015年最高裁は、民法750条はいずれの憲法の条項にも違反しないと、2021年の判決でもこの判断を全面的に支持した。特に憲法24条に関する検討において、まず1項は婚姻の相手や時期は当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるという趣旨であり、民法750条はこの趣旨に沿わない制約を課すものではないとした。2項に関しては「当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべき」（2015年判決文）として、氏の統一による家族という一つの集団の一員であることを対外的に示す機能は合理的であり、同氏制には男女の不平等はなく、改姓による不利益は通称使用で緩和されることを理由に、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められず、民法750条は憲法24条に違反しないととした。

また、2015年判決でも2021年判決でも、選択的夫婦別氏制が合理的ではないとするものではなく、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。本件処分の時点において本件各規定が憲法24条に違反して無効であるといえないことは上記のとおりであつて、この種の制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」（2021年判決文）として、国会での議論を要請している。

4 議論の分析と評価

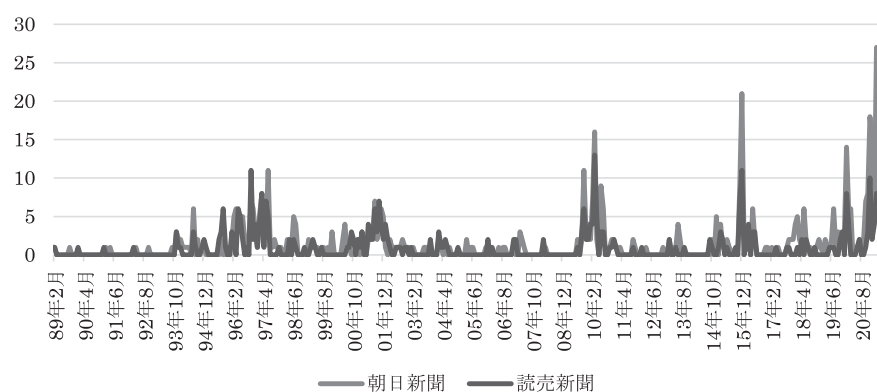
ここでは選択的夫婦別姓制度に関して、ネブロとホワイトのコミュニケーションモデルをベースに、「メディア」「市民」「政党」「司法」「行政」の各サイトでどのような主張が行われてきたのかを検証する。²¹まず、メディアの報道と法制審議会の検討内容のフレーミング分析と内閣府の世論調査の分析を

行った後（4.1と4.2）、これを基に各サイトがどのような主張を行ってきたのかを提示（4.3）し、全体に対する熟議システム論からの評価を行う。なお、分析の基本スタンスとして、どの機関・組織が行った調査・報道であれ、それぞれの対象のサイトの主張と考える。2.2で示した通り、ネプロとホワイトのモデルでは、一つのサイトが他のサイトの発信を「認識」することが、最低限必要な機能となっている。そこで「市民」のように個別の発信を追うことでは全体の主張がわかりにくいサイトに関しては、このネプロとホワイトの考えに沿い、他のサイトの「認識」を使用する。例えば、「市民」サイトの主張としては、市民の主張を報じた新聞記事、市民団体を対象とした法制審議会の意見照会、市民を対象とした内閣府の世論調査を参照する。

4.1 フレーミング分析

メディア報道のフレーミング分析には、読売新聞と朝日新聞の記事を用いる。その理由は、1. 過去の報道を振り返ることが可能であること、2. この両紙は日本での発行部数が第1位と第2位であり他のメディアへの影響力が大きいこと、3. 基本的な主張が親自民党と反自民党と、両紙で異なるとされていることである。これらの記事データから、「メディア」サイトだけでなく、「市民」「政党」「行政」の各サイトの代表的なフレームも検出していく。「選択的夫婦別姓」「選択的夫婦別氏」の2つのキーワードで、1989年2月²²～2021年6月の記事を検索、さらにキーワードは含んでいるが内容はこれに関連しない記事を削除したところ、朝日新聞で572本、読売新聞で356本の記事を抽出できた。月ごとに集計した記事の本数の推移を図2に示す。

■図2 選択的夫婦別姓（別氏）に関する記事本数



※筆者作成

記事本数の増えた時期は、法制審の民法改正の答申があった1996～1997年、「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」の結果42.1%が民法改正に賛成した2001年、民主党政権が発足して民法改正の機運が高まった2009～2010年、第一次夫婦別姓裁判の最高裁判決の出た2015年、菅内閣が発足し「第五次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、第二次夫婦別姓裁判の最高裁判決が出た2020～2021年と両紙とも一致している。

▶22 選択的夫婦別姓・選択的夫婦別氏での検索の結果、両新聞とも1989年2月の記事が最古であった。法制審議会の議論の背景も知るため、記事は1989年2月からのものを使用した。

これらの記事の中から、単なる事実の報道ではなく、自社、記者もしくは識者の主張が打ち出される1. 社説、2. 記者コラム、3. インタビューにあたる記事を抜き出し、ロバート・M・エントマンのフレーミング分析を応用した内容分析を行った。エントマンは「実質的フレーミング」の機能として、1. 問題の定義、2. 問題の原因、3. 問題の道徳的判断、4. 問題の解決策の4つを挙げ、このうち2つの機能がフレームとして必要であるとしている(Entman 2004: 5-6)。この4つの機能に沿って各記事を分析したのが表1である。

■表1 新聞記事のフレーミング分析

サイト	別姓に賛成・反対	記事	フレーミング分析			
			問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
市民	賛成	1989年9月19日 朝日新聞論者市民A	a、b	夫婦同姓	封建的	夫婦別姓制度
市民	反対	1989年9月19日 朝日新聞論者市民B	選択的夫婦別姓制度導入	東京弁護士会意見書	大勢の人が認めない	選択的夫婦別姓制度阻止
メディア	賛成	1991年2月2日 朝日新聞社説	a、b、d	夫婦同姓、多様化	不公平、合理性なし	選択的拡大としての夫婦別姓制度
市民	賛成	1993年12月1日 朝日新聞論者市民A	e	夫婦同姓	憲法の理念	一人一戸籍
市民	反対	1993年12月1日 朝日新聞論者市民B	夫婦別姓制度導入	法制審議会の検討	家族の一体感の阻害	選択的夫婦別姓制度阻止
市民	反対	1993年12月1日 朝日新聞論者市民B	c	男性教育の不足	不公平	男性の意識改革
メディア	賛成	1994年7月13日 読売新聞社説	d	社会や家族の変化、多様化	自由のため	選択的拡大としての夫婦別姓制度
メディア	賛成	1996年3月3日 朝日新聞社説	選択的夫婦別姓制度導入反対	法・制度を社会統制手段とみる考え方		実態を踏まえた論議
政党	反対	1996年4月3日 読売新聞自民党別姓慎重派A	b、c	社会の意識	不公正	社会の変化、通称使用
政党	反対	1996年4月3日 読売新聞自民党別姓慎重派B	選択的夫婦別姓制度導入	法制審議会の答申	家族の一体化の阻害、国民の合意の不在	夫婦別姓制度阻止
メディア	賛成	1999年12月27日 朝日新聞社説	c、d	夫婦同姓	一人ひとりの生き方を大切に	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2001年11月22日 朝日新聞社説	b、c	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2009年10月16日 朝日新聞社説	a、c、e	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2010年3月4日 朝日新聞社説	b、c、d	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
市民	反対	2015年11月20日 読売新聞論者A	選択的夫婦別姓制度導入	最高裁判決を踏まえて	家族の一体化の阻害、国民の合意の不在、親子別姓	夫婦別姓制度阻止
市民	反対	2015年11月20日 読売新聞論者A	b	夫婦同姓	不公正	通称の拡大
行政	賛成	2015年11月20日 読売新聞論者B	a、b	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
市民	賛成	2015年11月20日 読売新聞論者C	b	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度、通称の拡大
メディア	賛成	2015年12月17日 朝日新聞社説	c、f	夫婦同姓	不利益の放置は国の怠慢	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2016年5月30日 朝日新聞社説	b、g	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2016年5月30日 朝日新聞社説	旧姓使用の拡大	政府方針	同姓強制の不合理への小手先の対応	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2017年9月16日 朝日新聞社説	旧姓使用の拡大	政府方針	姓を道具にした錯謬的施策	選択的夫婦別姓制度

メディア	賛成	2018年1月16日 朝日新聞社説	選択的夫婦 別姓制度導 入反対		権力行使の正当性へ の疑義	国会での議論
メディア	賛成	2019年12月19日 朝日新聞社説	旧姓 使用拡大の トラブル	旧姓使用	不公正	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2020年12月18日 朝日新聞社説	b、g	夫婦同姓	不公正	選択的夫婦別姓制度
メディア	賛成	2021年1月28日 読売 新聞政なび	d	社会の変化	不公正	選択肢拡大としての 夫婦別姓制度

※著者作成

表1の1番左の列には、ネプロとホワイトのコミュニケーションモデルに準じたサイトを記入した。インタビュー相手が市民で、その市民の主張が記事になっている場合には「市民」、政治家の場合は「政党」、政府閣僚・官僚の場合は「行政」とした。メディアの主張が行われている社説や記者の主張は「メディア」とした。また、選択的夫婦別姓制度賛成の立場の「問題の定義」の一部はアルファベットの記号となっているが、その内容を表2に提示した。

表2 選択的夫婦別姓制度賛成の立場の「問題の定義」

a…「家」制度の名残が「氏」に残っている。
b…女性の社会進出により、婚姻による改氏によって主に仕事上に不利益が発生。
c…形式的には対等な立場で氏決定だが、実態はほとんど女性が改氏で、実質的な男女不平等。
d…多様な選択肢の必要性。
e…人格の象徴である姓がないがしろに。
f…事実婚者に不利益。
g…喪失感。

※著者作成

まず「メディア」サイトのフレームを確認する。朝日新聞は1991年2月2日付社説「夫婦の別姓をどう考えるか」で初めて社説で選択的夫婦別姓制度に触れ、「人々の意識や考え方が多様化する中で、私たちの社会の課題の1つは、暮らしを律する制度や仕組みの選択肢を広げ、少数者も納得できるようなものにつくりあげていくことだろう。この問題も、そうしたものの1つとして考えられないだろうか」と、制度導入による姓の選択肢の拡大を主張している。その後の社説でも朝日新聞は全て別姓賛成のスタンスである。読売新聞は1994年7月13日付の社説「夫婦別姓論に子どもの視点も」で、「こうした国民の価値観の変化、家族の多様化、女性の社会進出を踏まえ、柔軟で多様な選択肢を用意しておくことは、時代の流れであり、基本的に支持したい」と法制審の民法改正要綱試案に賛意を表明した。それ以降は社説では全く夫婦別姓については触れていないが、2021年1月28日付政治面の「政なび」コラム「夫婦別姓 柔軟な判断を」にて、「社会の変化に応じた柔軟な制度を党全体で考えてほしい」とするなど、基本的なスタンスは別姓制度賛成で変わっていないと思われる。朝日新聞と読売新聞に歩調を合わせ、メディアの大勢は別姓制度賛成だったと推測できたが、念の為に他の全国紙の最新の社説を確認した。毎日新聞と日本経済新聞は別姓制度賛成、産経新聞のみが反対の主張を

- ▶23 毎日新聞2021年6月24日付社説「夫婦別姓再び認めず 時代に背を向けた最高裁」、日本経済新聞2021年6月23日付社説「夫婦別姓の議論を国会に促す最高裁決定」、産経新聞2021年6月24日付主張「夫婦同姓は合憲 家族制度の原則を守った」参照。

行っている。²³ここから、メディアの大勢は別姓制度賛成を主張していると確認できた。

さらに、「メディア」サイトにおける「問題の定義」を確認する。改姓による主に業務上の不利益、男女不平等、多様な選択肢の必要性が問題として捉えられている場合が多い。年月の経過による変化は特に顕著ではないが、家制度の名残という問題の捉え方は、近年次第に行われなくなっている。もう一つ特徴的なことは、「2016年5月30日朝日新聞社説」、「2017年9月16日朝日新聞社説」、「2019年12月19日朝日新聞社説」に見られるように、旧姓使用の拡大を「問題の定義」とするフレームである。これは2016年5月に首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部が発表した「女性活躍のための重点方針2016」において、「旧姓の通称としての使用の拡大」が初めて明記されたことに対応している。

「市民」サイトでは、別姓制度賛成と反対の両方の主張が存在する。賛成の主張の「問題の定義」は様々であり、「メディア」サイトと共通のフレームを持つ。反対の主張の大きな特徴は、「問題の定義」が「選択的夫婦別姓導入」自体であり、「家族の一体感の阻害」「国民の合意の不在」という社会一般に通じる道徳的な判断の下、選択的夫婦別姓を導入しないことを主張していることである。つまり、選択的夫婦別姓制度の賛成・反対という議論は、ある共通する問題の解決方法の違いで論争を行っているのではなく、特定の問題の解決のために提案されている制度導入に対して、社会道徳的な理由から反対が行われているという構造が、このフレーミング分析からわかる。ただ、反対の主張でも、「問題の定義」を賛成の主張と共有している場合がある。「1993年12月1日朝日新聞論者市民B」²⁴は、改姓するのがほとんど女性だということを問題と定義した上で、その解決方法を「男性の意識改革」としている。「2015年11月20日読売新聞論者A」²⁵は、同姓による社会生活上の弊害を問題と定義した上で、通称（旧姓）の使用で解決できるとしている。この後者の主張は別姓制度反対派の多くが支持していると思われ、先に示した「女性活躍のための重点方針2016」での方針の主要な根拠となっている。

「政党」サイトでは別姓制度反対の主張が、「行政」サイトでは賛成の主張が記事に掲載されている。そのフレームは「メディア」サイトや「市民」サイトで確認したものと共通である。

さらに、第3節で述べた経緯から、「行政」サイトに属する法制審議会での検討内容をフレーミング分析すると表3となる。

- ▶24 朝日新聞1993年12月1日付「夫婦別姓 法制化巡り審議本格化 賛否それぞれの論者に聞く」において、弁護士石原輝は、大半の主婦が夫の姓を選んでいることを指摘されて、「男の意識を改革すれば、妻の姓を名乗る人も増えると思う。まだまだ、男性教育が足りないんです」と回答。
- ▶25 読売新聞2015年11月20日付「【論点スペシャル】夫婦別姓こう考える」において、麗沢大学教授の八木秀次は「夫婦同姓による弊害は、通称名を使用できる仕組みが広がることで解決されるのではない。通称名の使用を認める企業は増えた。パスポートも旧姓の併記が可能だ。こうした柔軟な運用が、運転免許証や住民票など公的な証明書にも広がれば、改姓に伴う不都合は解消され、法改正の必要性は薄まる」と主張。

■表3 法制審議会の検討のフレーミング分析

サイト	別姓に賛成・反対	資料	フレーミング分析			
			問題の定義	問題の原因	問題の道徳的判断	問題の解決策
行政	賛成	1959年「法制審議会民法部会小委員会における仮決定及び留保事項（その一）（その二）」	a	戸籍に氏（ファミリーネーム）を継続	「家」は排除すべき	夫婦別姓制度
行政	賛成	ウェブサイト「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」2020年12月30日付記事「『個人の尊厳のためにも早期の法改正を』平成8年法制審で幹事を務めた小池伸行氏が語る、答申の経緯と提言」	c	夫婦同姓	不公平	夫婦別姓制度
行政	賛成	1995年9月「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」	b、c、d、e	夫婦同姓	不公平	夫婦別姓制度

※著者作成

1947年の民法改正から間もない頃には、家制度の継承の問題とされていた夫婦の姓の議論が、男女不平等の解消をきっかけに法制審議会の俎上に載り、さらに検討にあたっての意見照会によって広く「問題の定義」が広がっていることがわかる。その基本のフレームは、先に新聞記事のフレーミング分析で確認した、「メディア」「市民」「行政」の各サイトの同姓制度賛成のフレームと同じである。この「問題の定義」の広がりや女性の社会進出の増加など世の中の変化に伴うものだというのを、法制審議会も認識していた。²⁶また、法制審議会の答申以降、これに基づく別姓制度案に賛成の政治家は、基本、法制審議会と同じフレームでこの案を支持していたと推測される。

これらのことから、「メディア」「市民」「政党」「行政」のいずれのサイトでも、夫婦別姓制度賛成においても反対においても、その理由において、ほぼ共通のフレームが使われていることが確認できる。

4.2 内閣府による世論調査

内閣府はこれまで選択的夫婦別姓制度に関して、6回にわたって調査員による個別面接聴取法による世論調査を行っている。²⁷今回の分析ではこの世論調査を、「市民」サイトによる意思の表明と見做して使用する。世論調査を民意とすることには、その正確性に疑問があり、またそもそも世論調査を基に素の民意があるように語ることは欺瞞だという批判がある（吉田編2018：17-20）。しかし、この内閣府の世論調査では23年間にわたってほぼ同様の質問を繰り返してきたこと、電話による調査ではなく個別の直接面接の聞き取りを行っていることから、正確性はかなり担保されていると考えた。また、質問も単に選択的夫婦別姓制度に賛成か反対かを問うのではなく、選択肢や関連質問に工夫が凝らされ、回答者の理解を促進するようになっていることから、それぞれの調査対象者の性向をかなり正確に把握していると思われる。これらの点から、他のメディアが行った電話やインターネットによる世論調査と異なり、この内閣府の世論調査が「市民」サイトの意思表明を

▶26 法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明」（1994年7月）2-4pを参照。

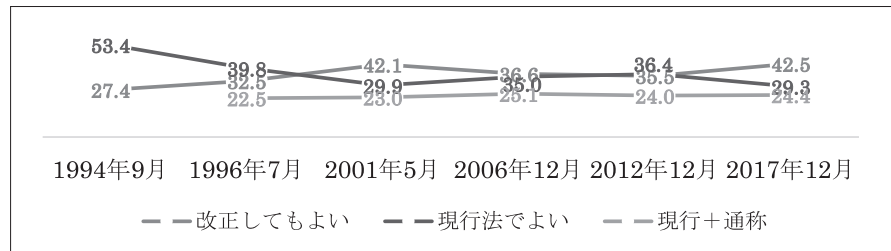
▶27 1994年9月「基本的法制度に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h06/H06-09-06-04.html>、1996年7月「家族法に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h08/family.html>、2001年5月「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h13/fuufu/index.html>、2006年12月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h18/h18-kazoku/index.html>、2012年12月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-kazoku/index.html>、2017年12月「家族の法制に関する世論調査」<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/index.html>を参照した。

- ▶28 2021年12月にも内閣府は「家族の法制に関する世論調査」を実施したが、調査方法や質問が前回までと異なり、過去調査との単純比較を行っていないため、本稿は参照しなかった。
- ▶29 1994年9月の調査には現行+通称という回答の選択肢はなかった。

示しているとしても良いと判断した。²⁸

まず選択的夫婦別姓制度について、これを認めるための法改正をしてもよいか、現行法のまま夫婦同姓制度でよいか、夫婦同姓が基本だが旧姓を通称として使用できるよう法律を改正してもよいかという3つの選択肢の質問に対する回答は、図3のようになった。²⁹

■図3 選択的夫婦別姓制度への法改正について

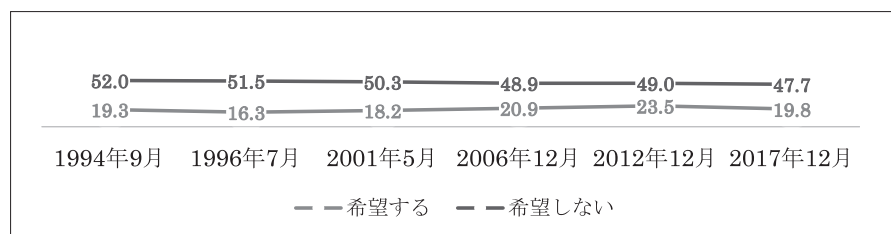


※著者作成

調査年度により多少の数字の変動があるが、1994年調査を除けば、別姓制度賛成は32～43%、別姓制度反対が29～40%、現行+通称が22～25%の幅で収まって推移しており、この20年余りで極端な意見の変容は見せていない。また、夫婦同姓を基本とする別姓制度反対と現行+通称のパーセンテージを足し合わせた数字は、別姓制度賛成のそれを常に上回り、50%を超えている。市民の過半数以上が、ここ四半世紀、夫婦同姓を基本とすることに賛成しているという解釈も可能である。つまり「市民」サイトにおいては、別姓制度賛成でも別姓制度反対でもコンセンサスは形成されていないと見ることができる。

次に、別姓制度賛成と回答した人に、別姓を希望するかを尋ねた結果が図4である。

■図4 別姓希望



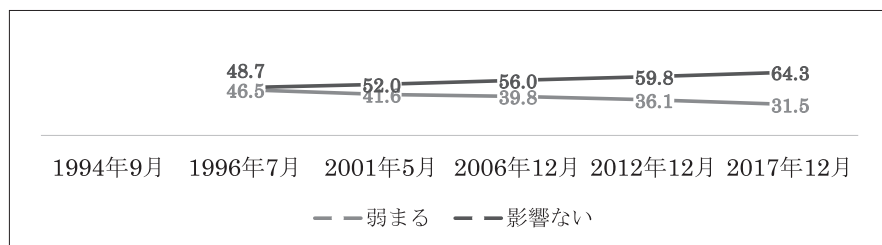
※著者作成

希望すると答えた人は16～24%の枠内で上下しており、特に別姓希望者が増加している傾向も見られない。実際、別姓希望者は国民の何%いるのか。最新の2017年12月の調査結果から推測すると、別姓制度賛成が42.5%、その中の19.8%が別姓希望であり、掛け合わせた8.4%が国民全体からみた別姓希望者となる。希望者は1割にも満たず、明らかにマイノリティである。

調査で人々の意向の変化が顕著なのは、家族の一体感に関する質問である(図5)。³⁰

▶30 1994年9月の調査にはこの質問はなかった。

■図5 別姓で家族の一体感はどうなるか



※著者作成

夫婦・親子で姓が異なる場合に家族の一体感に影響が出てくるかと思うかという問いに対して、調査ごとに影響ないと答える人が増え、その反面弱まると答える人が減少している。この世論調査の他の項目とは異なり、極めて顕著な方向性を示していると言える。

4.3 各サイトの主張の分析

4.1、4.2で行ってきた分析を基に、サイトごとの主張をまとめる。「市民」サイトは4.2で見たように6回の内閣府の世論調査から、賛成反対いずれの立場でもコンセンサスが形成されているとは言えない。しかし第3節で示した民間団体に対する法制審議会の意見照会では、「それ以外の団体では406通が賛成、認めないが18通、その他が9通」と賛成が圧倒的に多い。つまり、「市民」サイトの中に強く賛成する一部と、コンセンサスを得ることができない大部分との大きな意見の分断が起こっていたことが考えられる。また、コンセンサスが得られないことの一因としては、別姓希望者が8%程度のマイノリティであるために、多くの人が「我が事」として捉えられないことが推測される。

「司法」サイトは法制審議会の意見照会に対して、「裁判所108庁のうち89庁が別姓に賛成」と回答しており、選択夫婦別姓制度で賛成のコンセンサスが得られていたと考えられる。裁判所としての判断で重要なのは、前節でも触れた2015年12月の第一次夫婦別姓訴訟の最高裁大法廷判決、2021年6月の第二次夫婦別姓訴訟の最高裁大法廷判決である。ともに民法750条が憲法に違反しないとし、同時に選択的夫婦別姓制度を否定するものではないとして、制度の在り方は国会で議論して決めるべきとした。

「行政」サイトの法制審議会では、先のフレーミング分析の通り、戦後の民法改正後も常に持ち続けていた家制度の継承という現行民法の課題を、婚姻における男女平等施策の実施をきっかけに払拭すべく、選択的夫婦別姓制度を法制審議会の審議対象とした。1995年9月の中間報告を見ても、審議会の制度導入案は関係各界への意見照会で圧倒的な賛成を得ており、これを「導入すべきであるとする意見が大半を占め」と評価した法制審議会は、「市民」

「司法」の両サイトにコンセンサスが形成されていると考えて、選択夫婦別姓制度を導入するという1996年2月の答申を行ったと思われる。

「政党」サイトでは、「行政」サイトである法制審議会の1996年の答申以降、選択的夫婦別姓制度に関して議論が続いているが、コンセンサスは得られていない。与党内でのコンセンサスが得られないために閣議決定できず法案が提出されないことから、別姓制度の議論は国会ではほとんど行われていない。ここでの議論はフレーミング分析で指摘した通り、賛成派が「問題の定義」で挙げられる問題解決のための夫婦別姓制度導入を主張するのに対して、反対派は夫婦別姓制度導入を道徳的な理由から批判しており、議論がしっかりと噛み合っているとは言えない。また反対派は国民の合意の不在も批判理由としている。前述の通り、「市民」サイトでは夫婦別姓でも夫婦同姓でも、いずれの考えでもコンセンサスが形成されているとは言えない。とすれば、別姓制度反対派の「国民の合意の不在」という批判は正当なものであろう。「政党」サイトの変化で最も大きなものは、2016年に安倍政権が打ち出した「旧姓の通称としての使用の拡大」が自民党内で反対が出なかったことである。このことは、賛成派も反対派も「問題の定義」の一つである改姓による不利益に関して、一定のコンセンサスを得たことを意味する。

「メディア」サイトはフレーミング分析からわかる通り、最初から選択的夫婦別姓制度に対して賛成でコンセンサスを得ていた。

ここまでの分析で判明したことは、以下のようになる。1. 現状では賛成のコンセンサスが成立しているサイト（「メディア」「行政」「司法」）と、コンセンサスが得られていないサイト（「市民」「政党」）がある。特に「政党」サイトでコンセンサスが得られないことが、選択的夫婦別姓制度施行の大きな障害になっている。2. 「政党」でコンセンサスが得られていない理由は、賛成派と反対派の議論の構造が非対称であるために、論理的な議論が成立し得ないことである。3. 「市民」サイトにおいて別姓希望者がマイノリティであるが故に、積極的に選択的夫婦別姓制度を支持する人がマジョリティとなっていない可能性がある。「市民」サイトでコンセンサスが形成されていないことは、「政党」サイトでの反対派の論拠の一つであり、政策コンセンサス形成阻害の一因である。

4.4 選択的夫婦別姓制度議論の評価

ここまで行ってきた分析に対して、マンスブリッジらの熟議システムの「認知的機能」「倫理的機能」「民主的機能」から評価を行う。「認知的機能」の「認知」について、法務省と法制審議会が法曹界や国連を重視する一方、一般的な人々の感覚を軽視していたことは、法制審議会の1995年の中間報告が内閣府の世論調査をほぼ無視していたことから明らかであろう。「市民」サイトの中の断層を見誤った「行政」サイトの不十分な認知からスタートした議論であるが、政治の俎上に載ってからは、新聞等「メディア」サイトの継続的な報道と四半世紀という長い時間経過によって、各サイトでの認知はかなり進んでいると思われる。

ただ、問題は議論の構造である。フレーミング分析で指摘したように、別

姓制度賛成派は様々な「問題の定義」から別姓制度をそれら問題の解決策としているが、別姓制度反対派は別姓制度導入自体の弊害を、社会的道徳の観点から批判している。この非対称な構造のままでは、論理的な検討を行うことは難しく、その結果「政党」サイトでのコンセンサスに至っていない。論理を用いた実質的で意味のある検討が行われていないことは、「認知的機能」の論理的検討が不十分であることを意味する。またこの非対称性の議論によるもつれが、相互尊重と理解という「倫理的機能」も妨げていると考えられる。

また、この別姓制度議論では別姓希望者がマイノリティであることが、「市民」サイトにおいてコンセンサスが得られない理由の一つになっていると推測される。これはマジョリティがマイノリティを軽視していると考えられ、「倫理的機能」の相互尊重と、「民主的機能」の平等の観点から問題が生じている可能性を示唆する。

非対称性の議論が熟議システムの3つの機能の「認知的機能」「倫理的機能」を妨げ、マジョリティによるマイノリティの軽視は「倫理的機能」「民主的機能」を妨げる。よって、選択的夫婦別姓制度に関する熟議の質は、「高くない」と考えることができる。

さらにここで、熟議システム論の「総合的」な評価を向上させ熟議の質を上げることが、今後の選択的夫婦別姓制度導入のコンセンサスへとどう繋がるのかを、今回の分析・評価を基に検討する。現状、与党自民党は通称使用の拡大を進めている。別姓制度に関して「慎重な立場」の自民党の議連は、戸籍に旧姓を通称として記載できる法改正を決議した。³¹しかし、可能な限り旧姓の通称使用を広げ、それが戸籍に記載できるとしたら、その状況は選択的夫婦別姓制度を導入した場合と同じである。非対称の議論を解消するべく「同姓による不利益の解消」を別姓制度賛成派、反対派共通の「問題の定義」とし、かつ論理的に考えるのであれば、「政党」サイトにおいても、選択的夫婦別姓制度を導入するという結論に至らざるを得ない。また、内閣府の世論調査で明らかな「姓が家族の一体感には関係ない」とする人の増加が進むことによって、別姓制度反対派がその大きな論拠を失うことになる。これに加えて一般的な人々のより多くがマイノリティの意向の政策への反映に積極的になれば、「市民」サイトで別姓制度賛成派がマジョリティを形成する可能性は高まる。「市民」サイトの変容によって「政党」サイトでの議論も変化するであろう。つまり、熟議システム論の認知的、倫理的、民主的の3つの機能を満たし、熟議の質を向上させることで、「市民」「政党」においても、別姓制度導入賛成でコンセンサスが形成されると推測できる。その結果「司法」サイトの強いサジェスションもあるために、「立法」サイトでの別姓制度導入法案可決への道が大きく開かれると思われる。

このように熟議の質の向上という観点からの考察によれば、選択的夫婦別姓制度に関するコンセンサスの形成のためには今後、1.「政党」サイトにおいて、賛成派と反対派が「同姓による不利益の解消」を共通の目的として論理的な議論を行うこと、2.「市民」サイトが別姓希望者の意向実現に積極的になることが重要であることがわかった。

▶31 NHK政治マガジン2021年6月11日付「選択的夫婦別姓 戸籍に旧姓記載で法改正を 自民議連」
<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/lastweek/62064.html>を参照。

5 結論

前節までで、四半世紀に及ぶ議論が続くにもかかわらず、結論が出ない選択的夫婦別姓制度導入の議論を「総合的」に分析・評価するために、まずそのツールとなる熟議システム論を概観、法制審議会の審議・答申から現在に至る議論を確認した。次に朝日新聞と読売新聞の記事と法制審議会の検討内容、内閣府の世論調査を資料として、コミュニケーションモデルのサイトごとにその主張を分析、それらを「総合的」に熟議システムの機能から評価し、この件に関する熟議の質が「高くない」ことを示した。さらに、熟議システム論の「総合的」評価を高め、熟議の質を向上させる施策をとることが、コンセンサス形成に繋がる可能性を提示、これにより「総合的」評価がコンセンサスへの施策を検討する際に有効たり得ることを提示した。

今回は、サイトごとに主張とその論拠、コンセンサスの有無を分析・評価したのであるが、各サイト間のコミュニケーションやサイト内での認知から解釈・変換、他へ発信という動き、「メディア」サイトと他のサイトの関係などまでは、検証は及ばなかった。また評価において、熟議の質が「高くない」とは言えるが、どの程度高くないのかは評価軸の不在のため、述べる事ができなかった。今後、海外での研究成果も取り入れつつ日本の事例研究を進めることで、日本社会に合致した「総合的」な熟議システム論による熟議の質の「評価軸」を作成することができれば、その軸を活用することで、人々の意向が政治に反映される熟議民主主義の理想に近づき得るはずである。引き続き行う研究により、日本の熟議システム論の進化、ひいては日本の熟議民主主義の発展に貢献できると考える。

参考文献

- Bächtiger, André, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., 2018, *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press.
- Bächtiger, André and John Parkinson, 2019, *Mapping and Measuring Deliberation*, New York: Oxford University Press.
- Entman, Robert M., 2003, *Projections of Power: Framing News, Public Opinion, and U.S. Foreign Policy (Studies in Communication, Media, and Public Opinion)*, Chicago: University of Chicago Press.
- Fishkin, James S., 2018, *Democracy When the People Are Thinking: Revitalizing Our Politics Through Public Deliberation*, New York: Oxford University Press.
- Mansbridge, Jane, James Bohman, Simone Chambers, Thomas Christiano, Archon Fung, John Parkinson, David F. Thompson, and Mark E. Warren, 2012, "A Systemic Approach to Deliberative Democracy," John Parkinson and Jane Mansbridge eds., *Deliberative Systems: Deliberative Democracy at the Large Scale*, New York: Cambridge University Press.
- Neblo, Michael A., and Avery White, 2018, "Politics in Translation: Communication Between Sites of the Deliberative System," André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The*

- Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 447-460
- Parkinson, John, 2018, “Deliberative Systems,” André Bächtiger, John S. Dryzek and Jane Mansbridge eds., *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, New York: Oxford University Press, 432-446
- 阪井裕一郎, 2021, 『事実婚と夫婦別姓の社会学』 白澤社.
- 田村哲樹, 2017, 『熟議民主主義の困難』 ナカニシヤ出版.
- 内田亜也子, 2010, 「家族法改正をめぐる議論の対立～選択的夫婦別氏制度の導入・婚外子相続分の同等化問題～」『立法と調査』306: 61-78.
- 山中永之佑, 1997, 「夫婦同氏の原則と憲法」『追手門経営論集』3 (1): 1-62.
- 吉田徹編, 2018, 『民意のはかり方 「世論調査×民主主義」を考える』 法律文化社.

(令和4年4月30日受理、令和4年9月20日採択)